

No.	カテゴリ	質問	回答
1	制度全般	省令改正によりどのようなメリットがありますか。	電子マニフェストの「処分終了報告（最終）」「最終処分終了報告」に入力項目が追加されることで、再資源化を含む処分の状況をさらに把握できるようになり、排出事業者責任の徹底による廃棄物の適正処理の強化と資源循環の促進が期待されます。
2	制度全般	再資源化等の情報はいつから入力する必要がありますか。	2027年4月1日の施行から必須項目として入力する必要があります。 なお、2025年5月から任意項目として入力することもできます。
3	制度全般	紙マニフェストも項目が追加されますか。	省令改正により項目が追加されるのは電子マニフェストで最終処分終了報告する場合ですので、紙マニフェストには適用されません。
4	制度全般	排出事業者、収集運搬業者の入力項目に追加はありますか。	ありません。今回の省令改正では処分業者の報告事項のみ追加されます。
5	制度全般	再資源化等の情報はだれがいつ入力しますか。	処分業者が処分終了報告（最終）/最終処分終了報告をする際に報告します。
6	追加項目全般	追加される項目を具体的に教えて欲しいです。	再資源化を含めた最終処分までのフローが把握可能となるように、最終処分や再資源化にいたる各処分段階における次の項目を電子マニフェストに追加することとなります。 ①処分業者の名称と許可番号 ②処分事業場の名称と所在地 ③処分方法 ④処分方法ごとの処分量 ⑤処理後物の種類と量 （①～⑤を総称して「再資源化等の情報」といいます）
7	追加項目全般	再資源化等の情報は修正はできますか。	修正が可能です。 なお、再資源化等の情報を修正した場合には、排出事業者の承認を経ずに修正内容が反映されます。
8	追加項目全般	再資源化等の情報は排出事業者も確認できますか。	処分業者と同様にメニュー「再資源化等の情報の照会」から確認できます。
9	追加項目全般	処分終了報告の際に再資源化等の情報を入力したいのですが、「再資源化等の情報追加」ボタンが押せません。	処分終了報告の際は、報告区分が最終の場合に再資源化等の情報を入力できます。 報告区分が中間（2次マニフェストがある）の場合は、最終処分終了報告の際に再資源化等の情報を入力してください。
10	再資源化等の情報パターン	作成するパターンの数に制限はありますか。	制限はありません。 運用に合わせて、廃棄物の種類ごとや排出事業者ごとなどに作成することができます。
11	再資源化等の情報パターン	処分方法ごとの割合、処理後物の割合には何を設定すればよいのでしょうか。	受け入れる廃棄物の量（基準重量）に対する割合を、帳簿などの過去の実績から算出し設定していただきます。
12	数量全般（基準重量、処分量、処理後物の量）	基準重量とは何ですか。	基準重量とは処分業者が受け入れた廃棄物の量をkgで表した数量であり、再資源化等の情報における「処分方法ごとの処分量」及び「処理後物の量」を算出する基準となる重量になります。 JWNETでは基準重量に「処分方法ごとの割合」や「処理後物の割合」を乗じることによって「処分方法ごとの処分量」や「処理後物の量」を算出することができます。

13	処分業者情報	処分事業場設定をする際に、許可番号がない業者の場合は何を入力すればよいでしょうか。	必須項目となりますので「999999」（許可番号がない場合に設定するユニーク番号）を入力してください。
14	処分方法	なぜ主たる処分方法を指定する必要があるのでしょうか。	複数の処分の工程がある場合でも、再資源化等に関する情報を適切に集計・把握するために、代表的な処分方法を「主たる処分方法」として明確にします。
15	処分方法	処分方法設定は4つまですべて設定する必要がありますか。	処分業許可証における処分方法（事業の範囲）の記載例を参考に、処分方法は4つまで選択可能としていますが、4つすべてを入力する必要はありません。
16	処分方法	排出事業者が任意で入力している「処分方法」の内容や、入力方法に変更はありますか。	排出事業者は従来通りの処分方法を入力することができます。